

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築住宅課

許認可等の内容		市営住宅の同居の承認
根拠法令等及び条項		栃木市営住宅条例第19条第6項
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市営住宅条例第19条第6項 栃木市営住宅条例施行規則第15条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成26年 2月25日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市営住宅条例抜粋 (入居者の保管義務等)</p> <p>第19条 6 入居者は、市営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、別に定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>栃木市営住宅条例施行規則抜粋 (同居の承認)</p> <p>第15条 入居者は、条例第19条第6項の承認を得ようとするときは、市営住宅同居承認申請書(別記様式第9号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、条例第19条第6項の承認をしてはならない。</p> <p>(1) 当該承認による同居の後における当該入居者に係る収入が条例第4条第1項第2号に規定する金額を超える場合</p> <p>(2) 当該入居者が条例第29条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する場合</p> <p>(3) 当該入居者若しくは同居者又は当該同居しようとする者が暴力団員である場合</p> <p>3 市長は、入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者が入居の際に同居した親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)以外の者(暴力団員を除く。)を同居させることが必要であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、条例第19条第6項の承認をすることができる。</p>	